

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2015/3/28 第14号

戦争法制と秘密保護法が
もたらす「この国の危機」

共同代表・弁護士 中谷雄二



1 3月20日、与党は安保法制（戦争法制）について合意した。平時から有事まで切れ目のない対応をキーワードに、直ちに戦争に参加する法制を整備することが目論まれている。いつでも、経済的理由でも地理的限定なく自衛隊を送り、派遣先の治安維持にまであたるといふのがその内容である。これによって自衛隊に対する憲法9条による縛りが殆ど取り払われることとなる。憲法9条は何も改正されていないのに、一内閣が閣議決定したというだけ

で、これまで違憲であった行為が合憲になるというのである。与党の合意を踏まえて、自民党の高村正彦副総裁は訪米し、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）や集団的自衛権の行使容認を含む戦争法制などについて、米政府高官らと協議を行った。今後、それを踏まえてガイドラインの改正と戦争法制の整備を4月末〜5月にかけて行うことを予定している。2 憲法に違反する法律は効力がない（前文、98条）。にもかかわらず、安倍政権は千載一遇のチャンスとばかり、国会の多数を頼んで戦争をするための法整備を進めようとしている。国民の多数が反対していることは各種世論調査の結果が示すところである。秘密保護法や

集団的自衛権容認の閣議決定の強行のように、国民の声を無視して突っ走る構えである。しかし、これは、いかに法律を制定しようとする憲法破壊であり、実質はクーデターである。私たちは日本国民は、安倍政権にこの国の政治を白紙委任したことは一度もない。集団的自衛権行使容認も秘密保護法も一度として正面から争点として掲げた選挙が行われたことはない。国民の声を無視して握った権力を濫用して一気にこの国を変えようとしているのである。3 戦争法制制定への動きは、私たちが指摘してきた秘密保護法の危険性を一層浮き彫りにした。安倍首相は、国会で、集団的自衛権行使の前提となる情報が特定秘密とされることを認めた。秘密保護法に先だって設立された国家安全保障会議は、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、周辺事態、これらに至らない緊急事態への対処に

関する事項などを審議することが任務とされている。この国家安全保障会議に入る情報は全て、内閣情報調査室のトップである内閣情報官を通じて伝えられる。この内閣情報官に秘密保護法に関する企画立案調整の権限まで与える内閣法の改正が、秘密保護法の附則に盛り込まれた。戦争するかどうかという国民にとつてもっとも重要な情報の国家安全保障会議への伝達も、その情報を外に漏らさない体制も内閣情報官が担うというのだから、情報独占 情報操作が危惧される。法案作成の過程で、内閣法制局の担当者は、この附則案の条文に、「何をやるのか」「そういうものを情報官がやっていいのか」という異例の書き込みを行っていた。政府の内部にいる法律専門家ですら危惧を覚える事態が進行している。4 違憲であれ事実を先行させ、既成事実化し、国民のあきらめ

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-910-7721

【FAX】052-910-7727

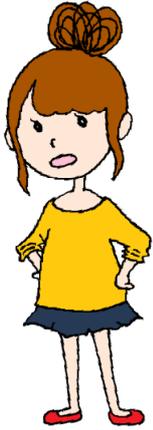
【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

を誘うというのが、自衛隊創設以来の自民党政権の手法であった。

今回の戦争法制はその完成形態である。秘密保護法によって確立された情報統制は、日本が何故戦争をするのかすら全く判らないまま、国民が戦争へと導かれる国をつくってしまった。主権者である国民は、このまま既成事実化を認め、憲法の破壊を見過ごしにするのか、それとも声を上げるかの岐路に立っている。敗戦時のような「国民は騙された」という言い訳はもうできない。主権者として、秘密保護法制定時を上回る圧倒的な運動を全国で展開する必要がある。



ダメなもの
ダメー！

愛知県弁護士会シンポジウム

「秘密保護法の暴走を監視しよう」に130人

会員・弁護士 青木有加

2月14日土曜日、愛知県弁護士会主催のシンポジウム「秘密保護法の暴走を監視しよう」が開催されました。

ジャーナリストの青木理さんと、情報保全諮問会議のメンバーでもある清水勉弁護士による基調報告の後、愛知県弁護士会秘密保護法対策本部事務局長の新海聡弁護士による「シーテック事件」に関する報告につづき、パネルディスカッションが行われました。

青木さんのお話

秘密保護法作成の事務局は内閣情報調査室であり、内閣情報調査室は公安警察のいわば「別働隊」あるいは官邸内の「出島」ともいえる密接な関係にある。秘密保護法は実質的には公安警察が作ったものであり、国内の治安立法という色合いの強いものだ。



現在、マスコミは秘密保護法による逮捕や捜索差押えをされなため「対策マニュアル」を作成するなどしており、この法律の影響をすでに受けている。ジャーナリストが取材や報道の自由を侵害されれば、民主主義の担い手である市民が必要な情報を取得することができなくなり、民主主義が衰退する。この法律は市民一人一人に関わる問題である。

ISIL (いわゆる「イスラム国」) による日本人2人の殺害事件において「さえ」、「政権批判はテロリスト」などという言説が増している。

今後、自衛隊員に戦死者が出たり、日本国内で「テロ」が起きて数十人の犠牲者が出たりしたときには、日本社会全体がセンセーショナルに「自衛隊を守るため!」「テロから日本を守るため!」と叫ぶであろう。そうなった時、異論を許さない風潮の中で「自衛隊の活動を徹底的に秘密にすることが必要だ」として秘密保護法がその本領を発揮することを強く危惧している。

清水弁護士のお話

別表1号(防衛秘密)と2号(外交秘密)に該当する秘密に関する罰則強化は、既存の法律(自衛隊法、外務公務員法)の改正で対応できたのに、あえてこの法律が制定されたのは、公安警察が担う3号(特定有害活動防止)4号(テロ防止)の法制化を目立たせなくするため。

特定秘密保護法に基づき秘密指定した省庁をみると、別表1号に該当する秘密は防衛省、2号が外務省と内閣官房であることは想像しやすいが、3号と4号がいずれもほとんど警察庁であることに注目すべき。

3号4号の担い手である公安警察は、刑事警察とは異なり、捜査方法や法解釈について検察官や裁判官、弁護士からの批判を受けることなく仕事をしている。そのため厳格な法解釈に基づく運用を期待できない。



情報保全諮問会議で運用基準を検討した際には、秘密指定の範囲を絞り込むための議論をした。指定前に拡散してしまった情報や、秘匿の必要性がない情報については、秘密指定できないようになっていく。

ところが、2月4日の衆議院予算委員会では首相は「人質事件に関する情報はテロ事件だから特定秘密の可能性あり」と答弁した。人質事件の進行中ならともかく、殺害後の答弁で指定の可能性を云々しているのは運用基準をわかっていない。また、日本国内での「テロ防止」を対象とした秘密保護法の条文を国外での日本人救出に関して持ち出すのは的外れで、秘密保護法自体を理解していない。

「シーテック事件」について

岐阜県警大垣警察署が環境保護の運動をしている市民の情報を収集し、中部電力の子会社に提供したという事件が発覚しています。

新海弁護士からは、市民の個人情報をとるというプライバシーの侵害を、警察が「通常行っている警察業務の一環」と開き直って行っている現状が報告されました。



パネルディスカッション



青木さんと清水弁護士のパネルディスカッションでは、他にも、アメリカと比較しても、日本では

ジャーナリストを「建前」としてさえもリスベクトしていない日本の歴史を調査しようとしても日本には情報が保管されておらず、アメリカの公文書館から情報が発見されることを、なぜ右翼は怒らないのか日本人拘束殺害事件についての安倍首相とオバマ大統領の声明を比較すると、安倍首相の声明は「世界からどう見られるか」への配慮がなく、国内で日本人から

「かつこいい」と思われればいいという問題意識にとどまっておらず、国家が情報を管理して発信していくことの重要性をわかっていない日本ではこれまで「情報をきちんと記録させ、管理させ残していく」ことへの意識が乏しく問題がある

情報開示により過去の事実を国民が検証することは、歴史の中で起こった失敗を繰り返さないためには重要なことなどの議論がなされました。

報道、情報、市民の自由、様々な角度から貴重な報告を聞くことができました。

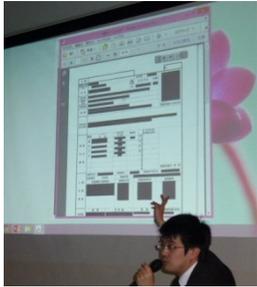
そもそもこの法律の対象が、曖昧であることから、私のこの行動が処罰対象になるのではないかと、不安になり、日々の生活に不自由さが生じます。また、運用基準が設けられても行政や警察が法律以上に暴走する危険も感じました。

勉強会「ますます強まる市民監視〜ムスリム違法捜査事件から」の報告

会員・弁護士 塚田聡子

3月6日、名古屋 YMCAホールで、「ますます強まる市民監視〜ムスリム違法捜査事件から」と題し、弁護士の小松圭介さんに講演していただきました。参加者は76名で、やや小ぶりのホールは熱気に溢れていました。

「ムスリム違法捜査事件」とは、インターネット上で捜査情報が流出したことをきっかけに、警察がイスラム教徒の個人情報収集して、これが信教の自由やプライバシーの侵害にあたるとして、国家賠償請求訴訟が提起された事件です。この事件の弁護団員である小松弁護士の話は、事件について、時にユーモアを交えながら、とても分かりやすい説明でした。



警察は、イスラム教徒の個人情報を集めてデータベース化（名称は「けいしWAN」！）することを目指し、外国人の居住する集合住宅、外国人を雇用している会社、イスラム諸国出身者の経営する店等をくまなく捜査し、イスラム教徒にとって神聖な場所であるモスクへの張り込みまで行い、イスラム教徒の実態を把握して、外事三課（公安）が

情報を取りまとめていました。イスラム諸国人の実態把握率向上を目的としてポイント制による特別表彰も実施していたというから驚きです。その甲斐あって（？）平成20年6月13日時点（洞爺湖サミット直前）において、都内のイスラム諸外国登録数1万4254名の約89%である約1万2677名の情報が把握されていました。

イスラム教徒に何らかの容疑をかけ、事情聴取によって、他のイス

ラム教徒の情報を把握するという方法もとられていました。小松弁護士によれば、イスラム教徒は非常に善良でフレンドリーな方が多く、また、イスラム諸国は警察権力が強い

ため、警察権力に逆らうという発想がありません。そのため、警察から聴取されると、自分の知っていることを洗いざらい喋ってしまうので、そのような方法で情報が収集されていると知り、日本人としては恥ずかしい限りです。

←警察が作っているイスラム教徒の「履歴書」のようなもの（黒塗り部分は個人情報保護のため弁護士が消した。以下同じ）

分類			
国籍(本籍)	出生地	No.	
フリガナ氏名	生年月日(年齢)	男	
現住所	勤務先	住所(開・別)別の場合住所	
勤務先(住所)	使用車両	容疑	
容疑	対応状況及び方針		
家族関係	フリガナ氏名	生年月日(年齢)	勤務先
関係	妻	子	子
関係	子	子	子
入国関係	上陸年月日	永住者	本国住所
在留関係	在留資格	在留期間(在留資格)	登録年月日
住所履歴	期間	住所歴	期間
学歴	通学・勤務先歴(住所)		
職業	免許種別	取得年月日	免許番号
犯罪情報	検挙年月日	罪名	検挙番号
所属団体	地位・役職・役割等	身体特徴	
モスクへの出入状況	身長		
立ち寄り徘徊先	体格		
行動パターン概要	髪		
	ひげ		
	眼鏡		
	作成 H20年11月7日		

取扱注意

平成19年9月10日
平成20年7月9日まで保存

実態把握強化推進上の要点

- 1 実態把握の対象
イスラム諸国会議機構(OIC)の国籍を有する者及びその他の国籍を有するムスリム。
※ ムスリムとはイスラム教徒をいう。OIC加盟国56か国1地域(パナマ)の国籍を有する者の把握を最重点として、把握した場合は全て公安係に報告すること。その他の国籍を有するムスリムとは、OIC加盟国以外の国籍を有する者で、言動、服装等からムスリムと認められる者。なお、ムスリムか否かの判別が困難な場合は、活動報告書等により公安係に報告し、判断を任せること。
- 2 報告要領
(1) 必要事項
① 国籍
※ 中国は「新疆ウイグル自治区」、フィリピンは「ミンダナオ島」、タイは「ヤラー県」、「ナラーティワート県」、「バッターニ県」出身者に限定します。
② 氏名
③ 生年月日
④ 住所(管内の新規対象国等には、必ず居住確認の有無を記載すること)
⑤ 報告者の係、官職、氏名、職階、入手の端緒(巡邏、職責、交通取締りなど)

↑「実態把握強化推進上の要点」と題する書面。対象は「イスラム諸国会議機構(OIC)の国籍を有する者及びその他の国籍を有するムスリム」。実際に日本人もターゲットにされていた。

↓礼拝参加者の約61%の顔を警察が把握している

解 明 作 業 進 捗 状 況

H19.9.3
追及捜査第1班

【モスク】

先週の結果[8月26日(日)～9月1日(土)]

- 金曜礼拝視察結果(8月31日)
 - 視察時間 午前8時30分ころから午後5時30分ころまでの間
 - 礼拝時間 午後1時00分ころから午後1時15分ころまでの間(約15分間)
 - 礼拝参加者 70名(全員男性)
 - A対象[人定判明者(定期的に参加し、人定が判明している)] 34名(約49%)
 - 内訳 B対象[追跡可能者(人定不明なるも、追跡可能な者)] 9名(約13%)
 - C対象[追跡未実施者(新規参加者を含む)] 27名(約39%)
 面割率(A+B)約61%
- 行確結果
 - 新宿署～新宿区[モスク]室へ追込み、事後捜査予定
- 特異動向
 - 先々週の金曜礼拝に不参加であった[モスク]は、今回も不参加であった。
- 参考事項
 - [モスク]は、[モスク]([モスク])であった。

2 各日のモスク出入り状況(17:00ころから翌8:30ころまでの間はビデオ解析による)

- 8/26(日) [モスク]以下延べ17名の出入りを確認
- 8/27(月) [モスク]以下延べ19名の出入りを確認
- 8/28(火) [モスク]以下延べ28名の出入りを確認
- 8/29(水) [モスク]以下延べ23名の出入りを確認
- 8/30(木) [モスク]以下延べ21名の出入りを確認
- 9/1(土) [モスク]以下延べ18名の出入りを確認

3 その他

- 説明結果
 - 国籍～バングラディシュ
 - 氏名～[モスク]生([モスク]歳) 男
 - 住所～新宿区[モスク]
 - 職業～捜査中
 - 外登関係～新宿区[モスク] 在留資格～[モスク]
- 不審者リスト搭載者の動向
 - [モスク](インド・C対象)
 - 8/24(金)早朝の礼拝からモスクへの出入りを確認しておらず、9日間モスクへの出入りを確認していない。
 - [モスク](ミャンマー・C対象)
 - 平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。
 - [モスク](バングラディシュ・C対象)
 - 平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。

今週の予定[9月2日(日)～9月8日(土)]

- 視察、基調による実態解明と不審者の抽出、解明作業の推進
- 拠点防衛の徹底
- 基礎資料の収集、整備

↓都内のモスクに出入りした礼拝者の詳細な人数も把握

その要因として、ラマダーン期間中には一日5回の礼拝とは別に、夜の礼拝(イシャー)後に行なわれる特別な自発的礼拝(タラウィーフ)が勧められていることが挙げられる。

(都内モスク等におけるラマダーン中の礼拝参加者数 9/1～9/30)

主要モスク・礼拝所	本年(延べ人数)	昨年(延べ人数)	前年比	1日平均参加者数
1 [モスク]	592名	284名	+ 308名	20名
2 [モスク]	5,488名	5,515名	- 27名	183名
3 [モスク]	3,259名	1,949名	+ 1,310名	112名
4 [モスク]	2,733名	1,021名	+ 1,713名	91名
5 [モスク]	5,801名	4,457名	+ 1,344名	193名
6 [モスク]	閉鎖	572名	-	-
7 [モスク]	654名	413名	+ 241名	22名
8 [モスク]	2,497名	2,549名	- 52名	83名
9 [モスク]	733名	938名	- 205名	24名
10 [モスク]	129名	-	-	(金礼、日曜のみ) 32名
11 [モスク]	524名	1,520名	- 996名	(金礼、夜中心) 17名
12 [モスク]	273名	367名	- 94名	9名
13 [モスク]	43名	-	-	金礼のみ 11名
14 [モスク]	24名	-	-	金礼のみ 6名
合計	22,750名	19,585名	+ 3,165名	

※ [モスク]及び[モスク]は本年から計上。
 ※ [モスク]、[モスク]は金曜礼拝のみの数。
 ※ [モスク]のみ9/29までのデータ。
 ※ [モスク]では、昨年のラマダーン期間は10日間のみであった。

(4) 特異動向

当該把握のモスク・一時礼拝所以外の以下の2か所において礼拝動向を確認した。

- [モスク]
 - 王子署管内でバングラディシュ人集場所として把握されていた通称「[モスク]」(マンション一階の店舗部分を使用)においては、ラマダーン期間中の金曜礼拝に合計176名の参加を確認している。なお、イード・アル・フィトルは、10月1日に北区内の「北とびあ」にて実施した。
- [モスク]
 - 葛西署管内の団地に居住するインド人ムスリムが、ラマダン期間中団地内集会所を借り上げて臨時礼拝所として使用していたことを確認した。同インド人は[モスク]の礼拝参加者であるが、同モスクが遠いため、ラマダン期間中限定で礼拝所として使用した模様である。
 - 礼拝は、夜間のみ午後8時から午後9時30分までの間行われ、近隣団地等に居住するインド人を中心とするムスリムが参加した。なお、イマームは[モスク]が手配したパキスタン人が務めた。期間中の参加者は、合計348名であった。

↓「関東地域国テロ担当補佐等会議概要(1/9:警察庁)」と題する書面の一部。未成年のイスラム教徒に対する調査をも呼びかけるとともに「『ムスリムの狙い撃ち』と非難されないように」工夫を、との記載がある。

特に第2世代の内、15歳以上のムスリムについては就職適年齢であり、ホームグロウンテロリストの脅威になりうる存在でありますので、早期に把握していただきたい。
 ○I C諸国外国人登録者数のうち、未成年者の数は毎年500人のペースで増加しており、単純計算で、2011年には、未成年の在日ムスリム世代が1万人に達します。
 しかし、先ほど申し上げましたように在留統計には表れない部分もあり、正確な数の把握は困難です。巡回連絡等を通じたムスリム世帯の把握など、地道な警察活動による把握をお願いします。ただし、「ムスリムの狙い撃ち」と非難されないように各県の実情に応じた工夫した把握をお願いします。正確な就学状況は地道な巡回等で得た情報を積み上げる以外にはありませんので、よろしく願います。

このような捜査方法による情報収集は、イスラム教徒であることだけを理由に狙いうちするものであり、信教の自由を侵害すると考えられます。また、当然ながらプライバシー権の侵害にもあたると思われます。違法であることは自明の理のように思われるのに、一審判決は、インターネットから捜査情報が漏洩したこと(情報流出)の責任は認められたものの、情報収集の違法性は認めませんでした。テロ捜査のために情報収集は必要だという判断です。

このような捜査方法による

小松弁護士は、テロ対策という名目で安易に個人情報収集が認められれば、犯罪防止のためなら少数者は常に監視してよいということになりかねない、と指摘されました。監視に歯止めをかけるために、裁判所に課せられた責任は重いと指摘もありました。テロ対策のために、果たしてそのような情報収集を行う必要があるのか。もつと他に有益かつ効果的な方法があるのではないかと。疑問は大きく膨らみます。背景にあるムスリムへの差別意識、他者 他文化への不寛容 理解不足まで、問題の本質を解きほぐす小松弁護士のお話ごとくも勉強になりました。



1/17 愛知県弁護士会・ 集团的自衛権行使容認反 対パレードに参加

集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求め、1月17日に愛知県弁護士会が大集会とパレードを行いました。「弁護士会？堅そう」「集团的自衛権？難しそう」というイメージを払拭すべく、集会キヤラクター「ノリちゃん」入りののぼり旗や、2000枚用意された鮮やかな水色のプラカード（紙）が掲げられました。参加弁護士数350人というのは、愛知県弁護士会の会員の6人に1人以上という前代未聞の人数でした。

集会の司会を務めたのは、極秘通信編集長の矢 暁子弁護士でした。ゲストとしては、日弁連から伊藤真弁護士がいらつしやったほか、地元の俳優天野鎮雄さんをはじめ、大学生、原発事故避難者、保育士、宗教者といろいろな立場からのスピーチが行われました。



シュプレヒコールも「集团的自衛権に異議あり!」「ダメダメ!」と、ひと工夫されたパレードには、愛知の会のメンバーも参加。冷たい強風の中、「朱美ちゃん」(激似)も含め全体で3000人が、栄と大須の街を元気よく練り歩きました。



大垣警察・シーテック事件 会員 近藤ゆり子 (大垣市在住)

「通常の警察業務」

警察・公安委員会の回答

12号で紹介させて頂いた「大垣警察署が中電の子会社に住民運動潰しを指南」。私たち当事者の抗議に対して岐阜県警及び岐阜県公安委員会は、11月以後、次々と回答してきました。曰く「公共の安全と秩序



この尾根に大型風車を並べるといふ。イヌワシが飛ぶ貴重な自然を壊してまで...



の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環」と。特定個人を監視し、その情報を、私企業の事業推進のために反対運動潰し目的で提供すること、を、「通常の警察業務」というのだ。

また、個人情報の本人開示請求への非開示決定(存否応答拒否)の「理由説明書」では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と繰り返す。あたかも風力発電事業に反対することが犯罪であるかのように言い募っている。

証拠保全で見えたこと

私たちは国賠訴訟を考えているが、その準備として、3月12日、シーテック本社に証拠保全をかけた。シーテックが大垣警察署に、西濃憲法集会(私たち当事者ほぼ全員が関わっている)のチラシを届けた、ということもわかってきた。多分、大垣署は「あんたらの事業を進めるために、問題人物の情報を教えてやるからね」と囁き、それを有り難がったシーテックが警察のために情報収集に励んだのだろう。公安警察お得意の「協力者」「情報線」づくりの構図である。

安倍政権という強権的ファツシヨ政治の下、秘密法施行という「力」を得て、公安警察の特高化は一層露骨になっている。本当の意味で憲法を活かしていく。今がその正念場となっている。

今後のイベント情報（愛知）

- ★4/6(月)18:00~19:00 街頭宣伝
@名古屋駅桜通口
- ★4/24(金)18:30~20:30
学習会「秘密保護法から自由を守れ！個人通報制度って、何？？」
@名古屋市公会堂第7集会室
講師：小坂田裕子さん（中京大法学部准教授 国際法）
参加費：500円
秘密保護法による人権侵害に対抗するために、使える制度があるんです！！日本はまだ批准していませんが、国際人権法には、人権条約違反によって権利を侵害された個人が直接、国連に救済を求めて訴えることができる「個人通報制度」があります。秘密保護法による権利侵害を許さないために使える「個人通報制度」、学んでみませんか？

今後のイベント情報（全国）

- ★【三重】秘密保護法廃止街頭宣伝活動
4/18(土)12:00~13:00
5/6(水祝)13:00~14:00
6/6(土)15:00~16:00
@近鉄四日市駅前ふれあいモール付近
- ★【福岡】特定秘密保護法廃止「6の日」情宣活動
4/6(月)18:00~19:00
@天神コア前（福岡市）
- ★【神奈川】秘密保護法差し止め《横浜》訴訟
第3回口頭弁論
4/15(水)13:30 @横浜地裁第502号法廷
17:30~裁判所裏の「開港記念館」9号室で集会
- ★【東京】秘密保護法違憲《東京》訴訟
第6回口頭弁論（原告本人尋問）
6/3(水)14:00 @東京地裁103号法廷

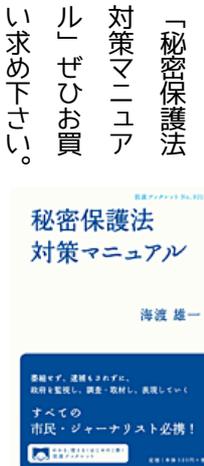
編集後記 編集長 矢崎曉子
「私ならこうする」国際紛争対応フリック

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

集団的自衛権やさらなる後方支援 武器使用の拡大を正当化するため、安倍首相が掲げた「フリック」。NGOなど民間人を軍隊が同行して救助するなんて、かえって民間人を標的にする危険な行動だ。過去の戦争が示すとおり武力で平和は作れない。しかし、「じゃあどうする？」私たちはどう答えるのか。世界で起きている紛争への対策が「暴力が傍観か」の二択しかないなんて、あまりに幼稚だ。国連の考え方にも反する。暴力 武力でない対応策を私たちも「フリック」で示したい。みんなで作りませんか。

秘密法対策弁護団がブックレット出しました。



【振込先】郵便振替口座
00840-3-214850
「秘密保全法に反対する愛知の会」

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信 展示物の作成 配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望 カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費・個人1口1000円、団体1口3000円）